



建物を新築・増改築する際には

問 建築課 ☎ 20-1588

茂原市内で建物の新築、増築、改築、用途の変更などを行うときは、事前に建築確認申請を提出し確認済証の交付を受ける必要があります。申請を行う建物規模や申請の方法については建築課にお問い合わせください。

木造住宅の耐震化に関する補助金

問 建築課 ☎ 20-1588

建築物の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象として、耐震診断ならびに耐震改修にかかる費用の一部を補助します。また、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。
※補助金の申請は契約前に行ってください。

市営住宅

問 建築課 ☎ 20-1588

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建てられた住宅です。

市内には11カ所に市営住宅があり、入居にあたっては一定の条件がありますので、くわしくは建築課へお問い合わせください。

消費生活

問 消費生活センター ☎ 20-1101 消費者ホットライン ☎ 188

消費生活センターの活動

消費生活センターは、市民が豊かで安全な消費生活を送ることができるよう、下記のような仕事をしています。

- ・消費生活相談
詳細は61ページをご覧ください。
- ・消費者教育・啓発・情報提供
 - ①出前講座(団体、グループなどの依頼に応じて、市内各地で学習会を開きます)
 - ②消費生活に関する相談事例を広報紙に掲載し、情報提供しています。
 - ③消費者問題の啓発を図るため、リーフレット、チラシなどの配布を行っています。

茂原駅南口公共駐車場

問 都市計画課 ☎ 20-1546

お出かけ・お買い物に便利な茂原駅南口公共駐車場をご利用ください。

収容台数 250台

利用時間 24時間入庫できます。

利用料金

種類	単位	金額
普通駐車料金	1台につき30分ごと	100円
	入庫から24時間まで最大800円	
回数券	100円券(30分券) 11枚つづり(1,100円分)	1,000円
	200円券(60分券) 11枚つづり(2,200円分)	2,000円
プリペイドカード	1枚(2,200円分)	2,000円
	1枚(4,400円分)	4,000円
定期駐車料金	1台1か月につき	12,000円

利用申込・割引券販売場所

定期駐車券の申し込み、便利でお得な回数券・プリペイドカードの販売は、都市計画課にて取り扱っております。

茂原市自転車駐車場

問 生活課 ☎ 20-1505

利用場所

駐車場名	場所	電話
第1自転車駐車場	高師764-21	25-5470
第2,3自転車駐車場	茂原駅 六ツ野2796-3	26-3270
第4自転車駐車場		
第5,6,7自転車駐車場	新茂原駅 長尾2665-2	22-9098

利用時間

12月29日から1月3日を除く毎日4時45分～24時45分
※利用時間が24時45分を越える場合は、茂原駅では第1または第4自転車駐車場の奥の専用スペース、新茂原駅では第7自転車駐車場をご利用ください。

※閉門施設しませんので、盗難防止等の対策を十分に行ってください。

※早朝は大変混雑するため、定期使用の申請手続きにつきましては、お時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

使用料

第1・2・3・5・6・7 自転車駐車場	一時使用	定期使用(1か月に付き)	
		学生	一般
自転車	100	1,000	1,500
原動機付自転車	150	1,500	2,000
普通自動二輪車など	200	2,000	2,500

※第2・3・6自転車駐車場は自転車専用です。

第4自転車駐車場	一時使用	定期使用(1か月に付き)	
		学生	一般
自転車	100	700	1,000

〈使用料の減免〉

生活保護法の規定による保護を受けている方または障害者手帳所持者は、使用料を全額減免します。利用場所に減免理由となる証明書または手帳をお持ちになり、減免手続きをしてください。

放置自転車対策

放置自転車は、歩行者などの通行や防災・緊急活動時の妨げになるなど深刻な問題につながります。一人ひとりがマナーとルールを守り、安全で快適なまちづくりにご協力ください。茂原市では、茂原駅周辺、新茂原駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置自転車などの定期的な撤去を実施しています。

撤去した自転車などは、第4自転車駐車場に保管します。返還に際しては、撤去・保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転車1台につき2,000円を納付していただくこととなります。

なお、引き取り期限(保管期間)を経過した場合は、条例の規定に基づき売却または廃棄等の処分をいたします。

道路・水路

問 土木管理課 ☎ 20-1537

◆ 道路・水路の破損を見つけたら

市道など茂原市の管理している道路の舗装や補修などの維持管理は、土木管理課で担当しています。

市道に穴があいていたり、路肩・水路が崩れたり、ガードレールや側溝などの構造物が破損しているのを見かけたら、土木管理課へご連絡ください。

◆ 道路・水路を事故などで破損したら

茂原市の管理している道路や水路を破損した場合は、当事者負担により復旧していただくこととなりますので、土木管理課へ速やかにご連絡ください。

◆ 道路・水路の占用をするとき

市道・水路(地上、地下、空中)に工作物や施設などを設置する場合は、道路・水路管理者の許可が必要になります。

◆ 私用で道路・水路の改修工事をするとき

市道(側溝、ガードレールを含む)・水路の改修工事をするときは、道路・水路管理者の承認が必要になります。

◆ 道路・水路境界確認

道路・水路敷に接する土地に、家屋や塀などを建設する場合や土地の測量などを行う場合に境界が不明なときは、市の境界確認が必要です。境界確認の申請は、土地所有者または土地家屋調査士や測量設計会社を代理人として受け付けします。



保険 エリアマップ9図 A-5

安心を未来につなげます

保険のみらい

あいおいニッセイ同和損保・MSA生命・日本生命
オリックス生命代理店

■茂原市萩原町2-84 合同会社みらい
■TEL:0475-27-1133 ■FAX:0475-27-1134
■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■E-mail:mirai1@globe.ocn.ne.jp

あり



各種相談

子育て家庭相談室

家庭において児童が健やかに育つように、そしてその福祉の向上を図るために、家庭児童相談員による相談を実施しています。

守秘義務に責任を持ち、相談者の方の気持ちが少しでも軽くなるように務めております。お気軽にご相談ください。

相談内容

子どもの育て方、DV・虐待などを含む親子関係や夫婦関係、友人関係などの悩みなど

相談日 毎週月～金曜日 8時30分～17時15分

問い合わせ ☎23-5500

東上総児童相談所

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、社会診断や心理診断などを行い、児童に最も適した指導や援助を行います。また、児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所を除く)への入所などの措置を行います。緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護することもあります。

- ・児童に関する相談(しつけ、養護、相談)
- ・児童虐待に関する相談、通告

問い合わせ

高師3007-6【エリアマップ1図D-1】 ☎27-1733(代表)

来所の際は予約をお願いいたします。

電話相談受付

☎27-5507 月～金曜日 9時～17時

※土・日・祝はお休みです。

夜間・休日の電話相談

☎043-252-1152(子ども・家庭110番)

全国共通ダイヤル

☎0570-064-000(最寄りの児童相談所につながります)

主任児童委員

民生委員児童委員の中で、特に児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

問い合わせ 子育て支援課 ☎20-1573

長生健康福祉センター(長生保健所)

健康等に関する専門的な相談を実施しています。

相談内容

- ①こころの健康相談：精神疾患に関する相談や精神科の治療に関する相談(専門医による相談は予約制)
- ②不妊相談：専門医による不妊に関する個別相談や不妊治療に関する情報提供(予約制)
- ③DV相談：配偶者や恋人からの暴力に悩んでいる方からの相談(専用電話：☎22-5565 ※面談は予約制)
- ④エイズ相談：エイズに関する電話・来所相談やHIV等抗体検査(検査は予約制)

お問い合わせ 茂原1102-1【エリアマップ3図B-1】

☎22-5167

東上総教育事務所教育相談室

相談室では、お子さんの成長のことや、家庭・学校生活についての心配や不安、困ったことの相談をお待ちしております。不登校やいじめ、発達、集団不適應に関する相談も受けています。

対象は、幼児から小学校・中学校・高等学校のお子さんはもちろんですが、対象者の保護者や教職員の方々の相談も受けています。

相談内容

- ①お子さんの成長の様子についての相談
- ②お子さんの家庭生活についての相談
- ③お子さんの学校生活への適応についての相談
- ④さらに専門的な相談機関の紹介

問い合わせ 八千代2-10【エリアマップ3図D-2】

☎23-4460 ※来所相談要予約

家庭教育相談

月・水・木曜日 8時30分～17時

火曜日 8時30分～12時

家庭教育相談員が、家庭教育に関する相談を実施しています。

問い合わせ 生涯学習課 ☎20-1559

健康相談

◆なんでも健康相談

毎週月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時
健康に関する相談を行っています。

◆栄養相談(要予約)

毎月第1月曜日 10時～12時、13時～16時
離乳食など子どもの食事に関する相談、糖尿病や肥満をはじめとする生活習慣病の食事に関する相談を行っています。

◆歯科相談(要予約)

毎月第1月曜日 10時～12時、13時～16時
歯や口の健康に関する相談を行っています。

◆もばらっこ子育て相談(要予約)

就学前のお子さんを対象に毎月不定期で、会場は保健センターにて行っています。

○子育て相談

10時30分～12時15分、13時30分～16時15分
落ち着きがない、集団になじめないなどの発達に関する相談を、臨床心理士が対応します。

○ことばの相談

9時30分～11時30分、13時～15時
ことばが遅い、発音がはっきりしないなどのことばに関する相談を、言語相談員が対応します。

問い合わせ 子育て支援課 ☎20-1573

法律相談

弁護士が相続・離婚・金銭貸借などの民事事案について相談に応じます。 ※事前予約制

相談日時と実施場所は、『広報もばら』に毎月掲載しています。

問い合わせ 生活課 ☎20-1505

市民相談

市民相談員が日常生活での悩み事や心配事についてお話を伺います。

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8時30分～12時/13時～17時15分

問い合わせ 生活課 ☎20-1505

消費生活相談

専門の相談員が商品・契約などによるトラブルや多重債務などの相談をお受けします。

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

9時30分～12時/13時～16時

問い合わせ 消費生活センター ☎20-1101

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめや差別やいやがらせなどの人権に関する問題について相談を受け解決の促進を図ります。

相談の日時と実施場所は、『広報もばら』に毎月掲載しています。

問い合わせ 生活課 ☎20-1505

行政相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事全般の手続きやサービスについて相談に応じます。相談の日時と実施場所は、『広報もばら』に毎月掲載しています。

問い合わせ 生活課 ☎20-1505

交通事故巡回相談

専門の交通事故相談員が損害賠償や保険金請求、示談の仕方などの相談に応じます。

相談の日時と実施場所は『広報もばら』に毎月掲載しています。

問い合わせ 生活課 ☎20-1505

結婚相談

素敵なパートナーと明るい家庭を築きたいという皆さまの幸福を願って、幸せな出会いのお手伝いをしようとするものです。2年間の登録制で、男性は市内在住・在勤の方、女性は市内外を問わず登録できます。

問い合わせ 生活課 ☎20-1505





問題に直面したら...どの専門家に相談したらいい?

法律の専門家を徹底比較



刑事・民事事件の法廷活動を行う「弁護士」や、書類作成に加えて複雑な手続きのコンサルティングも行ってくれる「行政書士」など、資格名称の末尾に「士」の文字がつく士業は、いずれも国家資格が必要でその高度な専門性から「サムライ業」とも呼ばれています。

ここでは5つの士業がそれぞれ行う仕事内容の範囲をわかりやすくまとめてみました。万が一自分で解決できない問題に直面したら、放置せずに「まちの専門家」に相談してみましょう。

ひと目で分かる! 法律系^{サムライ}5士業のお仕事内容

資格	主な仕事内容
法律全般のプロフェッショナル 弁護士	<ul style="list-style-type: none"> 刑事事件における被疑者・被告人の弁護 民事事件の解決(お金の貸し借りに関する争いや交通事故発生後の賠償に関する争いなど)
登記・供託・訴訟の専門家 司法書士	<ul style="list-style-type: none"> 不動産購入時の名義変更、銀行からのお金を借り入れる際の抵当権の設定など登記や供託の手続きの代理 (地方)法務局・裁判所・検察庁に提出する書類作成 <small>※法務大臣認定の司法書士に限り、民事裁判所における140万円以下の訴訟の代理など、弁護士同様の業務を行うことも可能</small>
各種契約書を作成してくれる 行政書士	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可、会社設立手続き、相続・遺言に関する書類 官公庁に提出する許認可等に関する書類作成や手続きを代行
税金の相談ならおまかせ 税理士	<ul style="list-style-type: none"> 税務相談、確定申告、青色申告の承認申請 税務調査の立会い、税務署の更正・決定に対しての不服申し立てや申告
不動産に関するアドバイザー 不動産鑑定士	<ul style="list-style-type: none"> 不動産を売買するときの価格調査 不動産を賃貸するときの家賃・地代の評価

取材協力/菊池麻由子(弁護士)

法律事務所 エリアマップ1図 C-4

皆様の身近な法律事務所
渡辺智志法律事務所




労働事件、中小企業支援、破産再生(法人・個人)を中心とした業務を取り扱っています。
何らかの問題でお困りでしたら、当事務所にお気軽にご相談ください。
法律相談は、全て予約制とさせていただきます。
相談をご希望の方は、まずはお電話ください。

■茂原市道表6-8 オフィスK202
■TEL:0475-47-3407 ■FAX:0475-47-3408
■営業時間/9:30~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日
弁護士 渡辺 智志(千葉県弁護士会所属)

P あり(2台)

公証役場 エリアマップ4図 B-2

相談は無料です。お気軽にどうぞ。
茂原公証役場



公証人:磯山 博
●遺言書 ●任意後見契約
●賃貸借契約 ●各種契約書の作成
●会社の定款 ●私文書の認証 ●確定日付の付与など

■茂原市茂原640-10 地築第3ビル2階
■TEL:0475-22-5959 ■FAX:0475-22-5959
■受付時間/9:00~17:00
■休業日/土曜・日曜・祝日・12/29~1/3
※JR茂原駅から徒歩6分

P あり

司法書士 エリアマップ9図 A-5

司法書士法人 **さいしゅグループ**
最首総合事務所



☆お気軽にご相談ください☆ 司法書士 青木健二
業務内容:不動産登記(贈与・相続・売買)、会社登記、遺言、成年後見、債務整理、裁判書類作成など
☆☆フリーコール:0800-888-7300☆☆

■茂原市上林170
■TEL:0475-23-5550
■FAX:0475-23-5530
■URL:http://www.s-s-j.co.jp/ ■E-mail:aoki@s-s-j.co.jp
■所属:千葉司法書士会 茂原支部

P あり

税理士事務所 エリアマップ9図 C-4

高橋芳雄税理士事務所

税のことなら是非ご相談ください。

■茂原市小樽7-5
■TEL:0475-24-9245 ■FAX:0475-24-9419
■営業時間/9:00~17:00
■定休日/土曜、日曜、祝日

P あり

青色申告会 エリアマップ1図 C-3

個人事業主のサポーター
**茂原税務署管内
青色申告会**



個人事業の開業・記帳・パソコン会計・青色申告・決算・確定申告・消費税・節税・共済・税制改正要望・その他 青色申告会まで何でもご相談ください!

■茂原市道表12
■TEL:0475-23-1273 ■FAX:0475-23-1879
■E-mail:aioirkai-mobara@ap.wakwak.com

P あり

開設以来、民事・商事を中心に幅広い分野にわたって紛争の予防・解決に携わっております

sanosogo 佐野総合法律事務所

・家事事件(離婚、相続)・交通事故・企業法務(中小企業)・一般民事・労働事件・刑事、少年事件・債務整理(任意整理、民事再生、破産)・登記

弁護士(千葉県弁護士会所属)
佐野 善房 伊東 正彦 島田 直樹 大塚 功 上杉 浩介 勝田 到 坂口 靖
福田 尚友 佐藤 瞳 飯田 晃久 谷 麻衣子 清水 政史 西川 雄介 川崎 仁寛
高田 淳 荒木 尚 瀬野 泰崇 上野 一郎 夏井 翔平 村上 康介 大澤 潤也

司法書士(千葉司法書士会所属)
松元 純

税理士(千葉県税理士会所属)
宮 和之

法律相談 30分 5,000円+税
※家事事件相談・交通事故相談は初回30分無料。
※夜間(〜20時)土曜も対応致します(平日に事前予約が必要です)

業務時間/(平日)9:00~18:00
http://www.sanosogo.com/
千葉県中央区中央4-17-3(袖ヶ浦ビル6F)

☎ 043-225-4611